

泉佐野丘陵緑地におけるボランティアとの協働に関する要綱

(前文)

本要綱は、泉佐野丘陵緑地におけるボランティアとの協働について、基本的な考え方や支援内容、手続き等について定めるものである。

(目的)

第1条

この要綱は、泉佐野丘陵緑地（未開設区域を含む、以下同様。）において行われるボランティア活動において、泉佐野市及び指定管理者の支援協力体制を含め、市民との協働方法を確立し、よりよい公園づくりを目指すことを目的とする。

(ボランティアの定義)

第2条

ここでいう「ボランティア」とは、公園の維持管理や運営に寄与する活動を自発的に行う個人またはグループを指し、活動内容については以下①～③の条件を満たすものとする。ただし、泉佐野市及び指定管理者と関わらずに独自に開催されている自然観察会や、学校主体の環境学習活動など、公園を活動の場として使用するにとどまるもの、ボランティア活動を含むがイベント的性格の強いもの、また泉佐野市の委託業務として行われる活動は除くものとする。

- ① 活動内容が、非営利的なもの
- ② 公園事業の質的向上に結びつくもの
- ③ 活動が自主性、継続性のあるもの

(協働方針)

第3条

- (1) ボランティア団体との協働を行う際、開設区域で活動する場合は、指定管理者が窓口となり、未開設区域で活動する場合は、泉佐野市が窓口となり支援等を行う。以下の条項において、未開設区域で行われる活動に関しては、指定管理者を泉佐野市として、読み替えるものとする。
- (2) ボランティア支援用消耗品の購入に当たり指定管理者は、ボランティア支援用として通常の園地管理用品とは分けて把握しておく。

(活動の届出)

第4条

ボランティア団体は、活動開始時及び毎年度ごとに「活動届出カード」（様式1）を指定管理者に提出し、活動内容の確認を受けるものとする。

(活動届出による支援)

第5条

活動の届出により、指定管理者の確認を受けたボランティア団体は、指定管理者の業務に支障のない範囲で、指定管理者による以下の支援を受けることができる。

- ① その活動に対する広報（掲示板の使用やホームページへの掲載等）
- ② 泉佐野丘陵緑地で活動するために必要な（指定管理者がその都度指定する）会議室の無償使用
- ③ ボランティア団体への連絡取次ぎ
- ④ その他、指定管理者が認めるもの

(覚書の締結)

第6条

竹木の伐採や育成・花壇管理など、公園施設の改変や区域の占有などを伴う活動や、利用サポート・レクリエーション指導（観察・工作等）など、来園者を対象とした活動を行なうボランティア団体は、活動開始時及び毎年度当初に指定管理者と覚書（様式2）を締結し、双方合意の上で活動を行なうものとする。

- (1) 指定管理者は、覚書の締結及び更新に際し、その内容について事前に泉佐野市の確認を得るものとする。
- (2) 毎年度ごとの更新に際しては、前年度の活動状況から更新の可否について判断する。
- (3) 覚書は2部作成し、指定管理者とボランティア団体が各一部ずつこれを保有するものとする。
- (4) 覚書の締結にあたって必要な書類は以下のとおりとする。
 - ① 団体規約
 - ② 活動計画表（年間の活動計画が把握できるもの）
 - ③ 活動区域図（清掃範囲、花壇場所等活動場所が決まっているもの）
 - ④ ボランティアメンバー表
 - ⑤ その他指定管理者が必要と認める書類
- (5) 覚書を締結しているボランティアが、締結期間中にやむをえない事情により活動の休止及び中止を行なう際は、指定管理者にその旨を届出することとする。
- (6) 指定管理者が変更になる場合に、新たな指定管理者がボランティア団体との間で新たに覚書を締結する際には、前指定管理者との間で締結されている覚書の内容を尊重し、ボランティア団体の継続的な活動に配慮すること。

(覚書による支援)

第7条

- (1) 指定管理者と覚書を締結したボランティア団体は、指定管理者の業務に支障のない範囲内で次項に定めるものの内、必要な支援を受けることができる。
- (2) 支援の内容
 - ① 「第5条（活動届出）に記載されている支援」
 - ② 竹木の伐採など、通常は禁止される行為の許可
 - ③ 花壇の管理に伴う活動許可

- ④ 作業用具の貸出
- ⑤ 必要最低限の消耗品の支給
- ⑥ その他協働に必要なものと指定管理者が認める事項

(協議会による支援)

第8条

指定管理者と覚書を締結したボランティア団体は、泉佐野市、指定管理者、ボランティア団体代表、学識経験者、近隣自治会代表を構成者として指定管理者が設置する協議会の構成員として、代表者を参加させることができる。

また、必要に応じて協議会の部会に参加することができる。

(施設使用料等の減免)

第9条

泉佐野丘陵緑地に設置する有料施設について、ボランティア活動に伴う使用料減免は原則として行なわない。ただし、覚書において当該施設の無料利用について明記されている場合は、記載内容に則して、指定管理者は無料で利用させることができる。

(園内車両通行許可)

第10条

公園内の車両通行許可について、ボランティア団体は、事前に指定管理者へ届け出た上で協議を行なうものとし、指定管理者は、資材搬入など必要最小限の車両について許可を行なうものとする。

(ボランティア保険)

第11条

指定管理者は、ボランティア団体の代表者に対し、あらかじめボランティア保険への加入について説明を行うとともに、当該ボランティア団体の手続きおよび費用負担により、活動開始前までに加入が完了していることを確認するものとする。

(泉佐野丘陵緑地で活動するボランティア団体が行なう事業への対応)

第12条

(1) ボランティア団体が環境学習講座など、独自の事業を行なう場合は、当該事業の事業計画書および収支計画書を添えて、事前に指定管理者に届出て承認を受けること。指定管理者は、事業計画書および収支計画書により、事業内容が以下の①②に適合していることを確認し、泉佐野市と協議の上承認すること。

- ① ボランティア団体が行なう事業の主たる会場が、届出を行う泉佐野丘陵緑地であり、事業内容が第2条に適合するものであること。
- ② 参加者から料金を徴収する場合、材料実費程度の料金であること。

(2) ボランティア団体が行なう講座やイベントなどが、有料施設を使用する場合や行為許可に該当する場合は、泉佐野市都市公園条例に基づく手続きを行なうこと。

(事故への対応)

第13条

ボランティア団体は、活動中の安全確保に十分注意するとともに、他の来園者の方に迷惑や危険が及ばないようしなければならない。事故等が発生した場合は、自己責任において適切な対応をするとともに、指定管理者に報告すること。

(その他)

第14条

ボランティア団体が、泉佐野丘陵緑地において複数の活動を行なう場合、ボランティア団体は、その活動ごとに第4条もしくは第6条の手続きを行なうこと。

第15条

この要綱で定めていない事項、または指定管理者とボランティア団体が協働を行なう上で疑義が生じた場合は、双方が誠意を持って、これの解決に臨むものとする。

附則

1 この要綱は令和8年4月1日から施行する。

泉佐野丘陵緑地ボランティア 「活動届出カード」

		記入年月日	令和 年 月 日
①団体名	フリガナ		
②代表者	お 名 前	フリガナ	電話番号
			携帯番号
	住 所	フリガナ	FAX 番号
③活動人数	人		
④活動場所			
⑤活動内容	<input type="checkbox"/> 清掃 <input type="checkbox"/> 除草 <input type="checkbox"/> その他 (具体的な内容) []		
⑥活動頻度	<input type="checkbox"/> 週1回 <input type="checkbox"/> 月1回 <input type="checkbox"/> 年 回 <input type="checkbox"/> 隨時 <input type="checkbox"/> その他 () 活動日、時間 :		
⑦活動開始	年 月 ~		
⑧備 考			

整理番号		受付者	
------	--	-----	--

覚書

泉佐野丘陵緑地の指定管理者である一般財団法人泉佐野みどり推進機構(以下「甲」という。)と□□□□□□□□□□□□(以下「乙」という。)は、泉佐野丘陵緑地におけるボランティア活動について、下記のとおり覚書を締結する。

(目的)

第1条 この覚書は、泉佐野丘陵緑地において、甲との協議により乙が実施する整備・管理・運営にかかるボランティア活動を行なう際の基本的な事項について定めるものである。

(活動の内容)

第2条 乙は、公園づくりの計画、整備から管理、運営に至るまであらゆる活動を行うものとし、詳細は運営協議会において合意した年度ごとの活動計画書によるものとする。

- 2 乙の1名は、泉佐野丘陵緑地協議会の会員として会議に出席し、意見を述べることができる。ただし、会員が10名以上の団体に限る。
- 3 乙は、下記の資料を作成し、甲に提出するものとし、受理された内容について公園内での活動ができるものとする。ただし、提出資料に変更が生じた場合、その都度変更した資料を提出するものとする。
 - 一 会則
 - 二 運営協議会の承諾を得た1年間の活動計画書
 - 三 活動場所（活動区域図）
 - 四 役割分担や担当者の連絡先を記載したメンバー表

(活動のルール)

第3条 活動を行うときには、下記のルールを守るものとする。

- 一 乙の作業は基本的に手作業で行うものとするが、公園の整備、管理上必要となる作業においては、肩掛け式草刈り機を使用することが出来るものとする。
- 二 甲の許可なく公園内へ動植物を持ち込まないこと。
- 三 甲の許可なく公園外へ動植物を採取して持ち出さないこと。
- 四 乙は原則として、帽子、名札を身につけ、ボランティアメンバーであることが分かるようにすること。
- 五 単独活動は避け、必ず2人以上で活動を行うこと。
- 六 竹木の伐採や草刈りなど危険を伴う作業を行うときは、参加者皆で活動前に活動内容に対しての安全対策について十分に確認し、必ずヘルメットを着用するなど安全確認に努めること。
- 七 活動計画書に記載されていない日に活動を行う場合は、活動を行う日、メンバー、活動内容、活動場所等について、活動日の1週間前までに甲に届け出ること。
- 八 活動後は活動日誌等その実施内容が把握できる資料を作成し、乙のメンバー全員で共有するとともに、甲にもその都度連絡すること。
- 九 火気等を使用する場合は、甲が許可した場所でのみ行うこと。

(禁止事項)

第4条 乙は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- 一 他のボランティア団体やボランティアとして活動する個人、関係者に対し、誹謗中傷、名誉又は信用を毀損する行為。
- 二 威圧的又は執拗な言動、その他これに類する行為により、甲の業務遂行を妨げる行為。
- 三 前各号のほか、ボランティア活動の趣旨を逸脱し、円滑な運営を著しく阻害する行為。

(活動内容の報告及び報告書等の提出)

第5条 乙は、定期的に開催される運営協議会において活動内容を報告し、計画を協議・調整すること。

2 乙は、毎年度末に1年間の活動内容をまとめた活動報告書を甲に提出すること。

活動日誌、活動報告書の様式については任意とするが、活動日、活動内容、参加人数等を明らかにし、市または指定管理者が報告を求めた場合は対応できるようにすること。

(活動の支援及び協力)

第6条 甲は、乙の活動に対し、次のとおり支援・協力をを行うものとする。

- 一 泉佐野丘陵緑地への車での来園許可と駐車場所の提供
- 二 活動のために必要な会議室の無償使用
(パークセンター内ボランティアルーム、研修室)
- 三 コピー機の使用 (パークセンター及び指定管理者事務スペース)
- 四 甲のホームページ等での活動紹介スペースの確保
- 五 パークセンター内の掲示板、展示スペースの使用
- 六 泉佐野丘陵緑地出入口の鍵について、乙の代表者への貸出
- 七 竹木の伐採や土地の改変などの行為の包括的な許可
- 八 必要と認められる資材の提供
- 九 必要と認められる機械の貸し出し
- 十 伐採木や竹等の運搬依頼時、軽ダンプ等の車両による運搬支援
- 十一 個人参加ボランティアの受け皿となるボランティアネットワーク団体の立ち上げ支援
及びその代表者が協議会へ参加する際の支援
- 十二 泉佐野市報への掲載支援
- 十三 乙が実施するプログラムに係る申込み受付等の電話対応
- 十四 その他甲が必要なものと認める支援

2 1項の二、三については、甲の定める方法で甲と調整し、承諾を得るものとする。

1項の八については、活動内容と必要となる資材の名称、規格、数量等を、概ね2週間前に甲に提出し、承認を得るものとする。

1項の九については、必要となる資格保持者、講習修了者が作業に従事するものとする。

1項の十二については、乙は掲載月の3カ月前の末日までに、甲へ文案を提出すること。

3 乙が甲とともにイベント等を主催する場合、乙は負担する材料実費程度の料金を参加者から徴収することが出来る。

(園内への駐車について)

第7条 泉佐野丘陵緑地において各ボランティア団体としての活動する際に車両で来園する場合は、下記のルールを守ること。

- 一 車両は、甲の指定する場所に駐車すること。
- 二 門扉については、関係者以外の侵入を防止するため、開けたら必ず閉めておくこと。
- 三 あらかじめ甲に車両ナンバーの届出を行い、許可書の交付を受けるとともに、駐車中はフロント部に掲示すること。
- 四 活動以外の目的で来園した場合は、園内への車両の進入及び駐車はしないこと。

(事故への対応)

第8条 乙は、活動内容に応じて団体構成員を対象とする傷害保険に加入すること。万一、事故が発生したときは、乙の責任において適切な対応をするとともに、甲に速やかに報告すること。

(期間)

第9条 この覚書の有効期間は、締結の日から令和9年3月31日までとする。ただし年度最終の運営協議会において、翌年度の活動計画について合意形成が図られた場合は自動継続とする。

(支援の解除等)

第10条 甲は、乙の活動が停止又は活動内容に問題が生じたとき、又は本要綱や覚書に定める事項に違反する行為を行ったと認められるときは、当該ボランティアに対し、活動内容の是正指導又は支援・協力の解除、又は退会を勧告することができる。

(その他)

第11条 この覚書に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度甲・乙協議のうえ、決定するものとする。

この覚書締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和 8年 4月 1日

甲 [住所] 泉佐野市新安松一丁目1番23号
[名称] 一般財団法人 泉佐野みどり推進機構
[代表者名]

乙 [住所]
[ボランティア団体名]
[代表者名]

《参考》

○ 協働の流れ

